

教育・保育施設等の事故対応に係る安全管理マニュアル(子育て王国課)

令和7年4月8日
鳥取県子育て王国課

はじめに

教育・保育施設等における事故対応にあたり、国のガイドライン等に基づき自治体が行うべき役割・内容等について、県(子育て王国課)の職員一人一人が共通理解を図り、事故発生時の対応を適切に行うとともに、未然防止や再発防止の取組や施設への指導支援を着実にを行うため、役割分担や対応等を定める。

1 事故発生時の対応

(1)国、地方自治体への事故報告

教育・保育施設等において重大事故が発生した場合、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号こども家庭庁、文部科学省連名通知)に基づき、原則、事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)に国へ報告を行うこととされている。

県は、施設等からの事故報告書を受理した場合には、速やかに報告内容を確認し、原則、当日(遅くとも翌日)には、国へ報告を行う。

併せて、保育施設等事故報告データベースを運用し、各事事故案の報告の進捗状況を担当者以外も確認できるよう見える化し、適宜、施設等と調整しながら、国への報告の遅延を予防する。

【報告対象となる施設・事業の範囲】

- ①特定教育・保育施設(認定こども園、保育所、幼稚園)
- ②幼稚園(特定教育・保育施設以外)
- ③特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)
- ④地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、放課後児童クラブ、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑤届出保育施設
- ⑥乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【報告の対象となる重大事故の範囲】

- ①死亡事故
- ②治療に要する期間が30日以上となる負傷や疾病を伴う重篤な事故(治療期間は見込みも含む)
※事故発生時の医療機関受診等において、治療に要する期間の判断が困難でも、継続治療・療養が必要と診断された場合には、報告すること。(30日未満であった場合は取下げを行うため、判断に迷う場合は事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)に報告すること。)
※アレルギー疾患によるアナフィラキシー症状は、疾病を伴う重篤な事故に該当するため、報告すること。
- ③意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
- ④救急搬送を要すると判断される程度の事故(次の例示のような事故が想定されるが他の事例も含む)
(例示)・プール活動、水遊びによる事故 ・屋外活動時の事故 ・遊具による事故 ・熱傷(やけど)
- ⑤園児の見落とし等事案
園外活動時等において、園児のみが当該活動を行った場所に取り残された状態で保育士等がその場を離れた事案(事故がない場合も含む)

【報告の取扱い・報告期限】

①第1報

施設等は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)に、事故報告書(国様式:Excelファイル)を県へ提出。

※施設等は、休日や野外活動などにより、期限までに報告書(国様式)の提出ができない場合は、電話により県へ報告することとし、県は、電話聴取により、事故報告書を作成する。

②第2報

施設等は、第1報から原則として1か月以内程度に、状況の変化や発生の要因分析、検証結果を追記(国様式の表面・裏面)して、所管自治体のコメントを付して、県へ提出。県は内容を確認し、国へ報告する。

※状況に大きな変化が生じた場合や必要に応じて、追加の報告を行うこと。

(2)事故発生直後の対応(施設等訪問による助言指導)

事故にあった子どもへの対応やその他の子どもへの教育・保育の継続の状況等を確認し、その対応について施設・事業者へ適切に助言・指導等を行う。

①事故現場の保存

施設・事業者が事故発生現場を現状のまま保存しておくよう助言・指導する。

②事故状況の記録

○事故現場にいた施設・事業者の職員一人一人が状況を時系列に記録する等、適切に記録できるよう助言・指導をする。

○施設・事業者の職員の記録や現場確認の結果を取りまとめて事実関係を整理する。

事実関係の整理は、原則として県(子育て王国課)の職員が行う。聴取りを調整する場合には、施設・事業者のそれぞれの職員に記憶している事実関係を記載させた後に、聴取りを行う。

③その他の子どもへの対応

○その他の子どもへの対応について、施設・事業者の職員同士で十分打ち合わせをしてから対応するよう施設・事業者に対し助言することにより、事故後の教育・保育の継続を支援する。

○必要に応じ、市町村、施設・事業者と連携して受入調整を行い、事故に遭った子ども以外の子どもの教育・保育を継続するために必要な体制を確保する。

(3)保護者への対応

①事故等に遭った子どもの保護者への対応

○死亡事故等の重大事故に遭った子どもの保護者への対応については、事故の発生状況等について適切に報告し、事故に遭った子どもの保護者の意向を丁寧に確認しながら誠意を持って対応するよう施設・事業者に対し助言することにより、保護者と施設・事業者との間でトラブルが発生しないように配慮する。

○保護者と施設・事業者がコミュニケーションを取ることが困難となった場合等に、中立の立場で現場対応を支援するコーディネーター(学識経験者等)を派遣する方法もあることを、施設の設置者等に助言する。

○報道機関への対応の内容について、事故に遭った子どもの保護者に丁寧に説明するよう施設・事業者に対し助言するとともに、公立の施設・事業の事故、指導監査等の実施状況の説明、施設・事業者が廃止となった場合等、県としての対応を説明することが適切な場合、必要に応じて説明に当たる。

②事故等に遭った子ども以外の保護者への対応

○施設・事業者に対し、死亡事故等の重大事故に遭った子ども以外の保護者や報道機関に事故について伝えるに当たっては、事故に遭った保護者の了承を得るよう助言する。

○県(子育て王国課)職員が、保護者に対応する場合も、誠意をもって適切に対応する。

○死亡事故等の重大事故の場合、事故に遭った子ども以外の保護者への対応について、正確な情報を伝えるよう施設・事業者に対し助言することにより、事故後の教育・保育の継続について、保護者と施設・事業者とが協力関係を維持できるように配慮する。

③保護者説明会の開催

○死亡事故等の重大事故の場合は、必要に応じて、施設・事業者による保護者説明会の開催について助言・指導する。

○保護者説明会は早めに準備するよう助言・指導する。

死亡事故等の重大事故の説明についてはあらかじめ事故に遭った子どもの保護者に意向を確認し、説明会の開催の有無も含め保護者の意向を尊重した対応をするよう助言・指導する。

(4)施設・事業者の職員への対応

○施設・事業者の職員への対応について、職員もサポートを必要としている場合もあることから、心のケアの専門職への相談ができるよう配慮することについて施設・事業者に対し助言することにより、事故後の教育・保育の継続を支援する。

〔心のケアの相談先〕鳥取県保育士・保育所支援センター（鳥取県社会福祉協議会）

電話：0857-59-6342 所在地：鳥取市伏野 1729-5（県立福祉人材研修センター）

(5)報道機関への対応

- 報道機関などの外部への対応については、情報が混乱しないように、県、市町村、施設・事業者で調整の上、窓口を一本化するよう調整する。
 - 断片的な情報を発信して誤解を与えることがないよう施設・事業者に対して助言するとともに、県自らも留意する。
 - 報道機関への対応の内容について、事故に遭った子どもの保護者に丁寧に説明するよう施設・事業者に対し助言する。併せて、県としての対応を説明することが適切な場合、必要に応じて自らも説明に当たる。
- 〔県において対応（説明）が必要な例〕
- 公立の施設・事業の事故、指導監査等の実施状況の説明、施設・事業が廃止され連絡が取れなくなった場合 等

(6)事故後の検証

- 死亡事故等の重大事故については、原則として事故後速やかに「事故防止に向けた調査・検証チーム」を設置等し、調査・検証を実施する。
- 検証にあたっては、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和6年3月22日付こども家庭庁、文部科学省連名通知）に基づき行うこと。
- 検証結果（検証報告書）は、事故に遭った子どもや保護者の意向にも配慮しつつ、原則として公表し、国へ報告を行う。

(7)明らかな危険要因への対応

- 明らかに危険な要因については、検証結果を待たずに、整理された事実関係を基に事故の問題点・反省点の考察等を行った上で施設・事業者レベルでできる改善を行うよう、施設・事業者に対し助言・指導する。
- 県・市町村における検証の対象となる死亡事故等の重大事故であっても、速やかに対応できる対策については、検証結果が出る前に施設・事業者において具体的対策を取るよう指導するとともに、県内全ての施設・事業者に注意喚起する。

2 事故の再発防止のための取組

死亡事故等の重大事故が発生した場合に、事故後の検証を行った上で、これまでの取組みについて改善すべき点を検討し、重大事故の再発防止の取組みについて、以下に留意し実施する。

(1)事故後の検証結果と再発防止策の周知

事故後の検証結果と再発防止策について、必要な情報を管内の施設・事業者に対し周知を行う。

(2)検証結果を踏まえた指導監査等

- 死亡事故等の重大事故が発生した施設・事業者に対しては、必要に応じて事前通告なく指導監査等を行う。
- また、適宜、施設訪問等により、改善指導を行うとともに、定期的な指導監査等を実施する際に、発生した事故と同様の事故の再発防止策がとられているか等を確認する。

3 事故防止（予防）のための取組

(1)県と市町村、施設・事業者との連携及び事故発生時の対応のための体制整備

①県と市町村・施設・事業者との連絡体制の整備

- 施設・事業者で死亡事故等の重大事故が発生した場合の対応について、施設・事業者の緊急連絡先の一覧等を作成し、以下のア～ウの機能が確保できるよう、役割分担を行う。
 - ア 現状把握（情報収集、記録、情報管理の一元化、他機関への連絡、調整など）
 - イ 現場対応（事故現場での対応・情報の収集など）
 - ウ 心のケア（乳幼児や保護者へのケア、施設・事業者、職員の支援など） など
- 毎年度当初に、事故報告について、国への第1報が原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）に行われるよう施設・事業者と認識を共有する。

○施設・事業者で死亡事故等の重大事故が発生した場合、他の施設・事業者においても事故の防止に役立つような共有すべき内容(重大事故の内容や原因、再発防止策として取り組んだこと、類似の事故の発生頻度等)について、個人情報等を十分に考慮した上で施設・事業者に対して共有する。

②施設等における安全対策の検討

バス送迎、睡眠中、水遊び、食事中等の活動における危険の有無の確認や、万が一事故が発生した場合の検証ができるよう、必要に応じてビデオ等の記録機器の活用を検討するよう施設・事業者に対し周知する。

(2)職員の資質向上

計画的な研修に係る取組みとして、県は、各施設・事業者の研修の機会を確保するとともに、市町村に制度の実施主体として積極的に研修の機会を確保するよう促し、施設・事業者が子どもの安全確保に関する研修に参加するよう促す。

①「ガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～」等について、地方自治体における実情を踏まえた研修等の実施により周知する。

○研修については、「ガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～」、事故のデータベース等の国が行う再発防止に関する取組み、死亡事故等の重大事故の検証等の県・市町村が行う再発防止に関する取組み、各施設・事業者の事故防止の取組みや再発防止策の好事例の紹介、救急対応の実技講習等を内容とする。

○施設・事業者に対し、県・市町村による研修の内容を参考に、ガイドラインに基づく具体的な指針等の策定をはじめとした自らに適した取組みを行うよう助言・指導する。

②施設・事業者が自ら実施する研修をはじめとした事故防止に関する取組みを支援するとともに、施設・事業者を対象とした研修の機会の確保に努める。

○研修の機会の確保については、施設・事業者が自ら行う研修、県・市町村による研修(主催、外部委託、講師派遣)の他、関係団体による研修、その他の団体が主催する研修等様々な主体による研修の紹介などを行う。

○施設・事業者が、県・市町村等による研修への参加について積極的に対応するよう促す。

○この他、インターネットで共有等されている事故予防に関する研修の動画を視聴するよう促す。

(3)指導監査等の実施

○事故の発生・再発防止の観点からも、指導監査等を、必要に応じて市町村と連携して実施する。

ア 施設監査

・児童福祉法の認可権限に基づく指導監査

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく指導監査

イ 確認監査

・子ども・子育て支援法に基づく確認権限による指導監査(市町村の取組)を市町村に促す。

ウ 指導監督

・児童福祉法に規定する認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業に対する立入調査等の指導監督については、県と市町村は必要に応じて連携して対応する。

エ 私立幼稚園等運営状況調査

・私立幼稚園の認可基準の遵守状況、安全管理状況等を任意で調査する。

○施設監査における一般指導監査や指導監督における通常の立入調査は、死亡事故等の重大事故を防止するためにも重要であるという視点から実施する。

○死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れが認められる場合(こうした恐れにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。)に行われる指導監査等については、事前通告なく行うことについて適切に判断し、重大事故の発生・再発防止に資するよう効果的な運用を行う。

○指導監査等の結果の公表については、実情に応じて公表を検討する。

○事故後の検証については、それまでの指導監査等の結果を踏まえながら実施するとともに、その結果を今後の指導監査等に反映する。

(4)施設・事業者への周知と取組の推進

①各施設・事業者の事故発生防止の取組の推進

市町村と連携し、指導監査等のほか、事故防止に係る通知等について、各施設・事業者に周知し、事故発生防止に関する取組みを推進する。

②日常的な事故発生防止の取組について

施設・事業者に対し、日常的な助言・指導を行うことが効果的な事故の発生防止及び職員の資質向上につながると考えられることから、各施設・事業者の教育・保育等の方針や実施状況、指導監査等の実情も踏まえつつ、事前通告なく訪問し、子どもへの対応の方法、教育・保育の環境の状況、事故防止に係る通知等に沿った教育・保育が実施されているかなどについて、巡回指導等を行うことも検討する。

事故発生時における子育て王国課の体制について

○施設等 ※1 において重大事故が発生した際、県（子育て王国課）は下記体制により対応を行っていく。

※1 認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、届出保育施設、乳児等通園支援事業

<フェーズ1> 事故発生当日に 電話にて第1報

施設等

子育て王国課

（施設運営体制強化担当）

- ・ 担当電話：0857-26-7868（平日：8:30～17:15）
- ・ 公用携帯：080-5728-5933（早朝、夜間、土日、祝祭日）
- ・ メール：kosodate@pref.tottori.lg.jp
- ・ FAX：0857-26-7863

<フェーズ2>

第1報受理後、下記事項について速やかに確認し、国へ第1報を報告（事故発生当日（遅くとも翌日））する。

子育て王国課・市町村

◆ 死亡・意識不明（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）を伴う事故か否か？

NO

YES

施設等
訪問

市町村と連携して、施設等訪問を実施

（私立幼稚園（新制度未移行園）、中核市以外に住所を置く認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業については、子育て王国課のみで訪問）

子育て王国課（施設運営体制強化担当）
（保育・幼児教育担当）

現地を確認するとともに、
「事故現場の保存、事故状況の記録、保護者・報道への対応」を助言・指導

現地確認後

現地確認後

国報告
（第1報）

国報告
（第1報）

知事報告

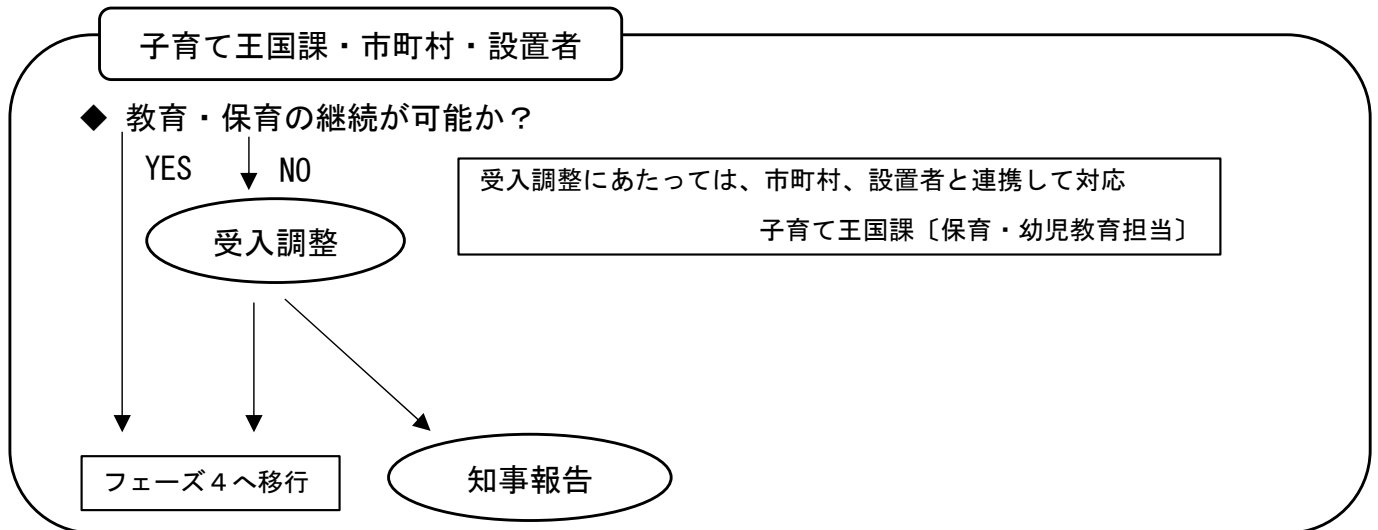
事故発生1カ月以内（適宜フォロー）

国報告
（第2報）

状況の変化や必要に応じて追加の報告を行う。

<フェーズ3>

フェーズ2と併せて、事故に遭った子ども以外の子どもの教育・保育の継続の可否を確認し、状況に応じて、市町村、設置者と連携して受入調整を行う。



<フェーズ4>

施設等の職員が行った記録や現場確認の結果を取りまとめて事実関係を整理し、その結果、判明した危険要因について、全ての施設等に対し周知を行う。

また、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（こども家庭庁、文部科学省連名通知）に基づき、死亡事故事案及び県において検証が必要と判断した事案について、検証委員会・調査委員会を設置等し、検証を行う。

子育て王国課

- ① 事実確認の整理
⇒施設等の職員の記録や現場確認の結果を取りまとめて事実関係を整理
- ② 危険要因の周知
⇒事故が発生した施設等に対し、整理された事実関係を基に自ら事故について問題点・反省点の考察等を行い、施設等レベルでできる改善を行うよう助言・指導
また、県内全ての施設等に注意喚起
- ③ 検証の実施
⇒「教育・保育施設等における事故防止に向けた調査検証チーム」において検証
（対象：私立幼稚園（新制度未移行園）、中核市以外に住所を置く認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業）
※2 上記対象以外の施設等に係る検証は市町村が実施主体となり、県は市町村を支援（検証に係る技術的援助、情報提供、資料収集・事実確認への協力等）する。

子育て王国課（施設運営体制強化担当）
（保育・幼児教育担当）